

専業主の皆さん、互助会に加入しませんか!

豊中市

中小企業勤労者互助会のご案内



自社内で福利厚生制度を構えるのが難しい中小企業のために、豊中市中小企業勤労者互助会では少額の掛金で大企業並みの福利厚生を実現するお手伝いをしています。

■ 豊中市中小企業勤労者互助会の仕組み

豊中市長が会長を務め、市が運営をサポートしている団体です。事業の運営に必要な資金は、会員の皆さまからの掛金と豊中市の補助金により賄われています。

■ 加入条件

市内において、従業員300人以下で事業を営む事業主及び従業員が対象です。

※従業員一人から加入できますが、事業主のみの加入はできません。

■ 掛金

会費は一人につき月額500円です。

なお、入会時のみ入会金が一人600円かかります。

※掛金の1/2額以上は事業主にご負担いただきます。

※掛金は税法上、損金または必要経費として処理できます。



事業の内容

相互扶助の精神に基づき、**共済給付事業**・**福利厚生事業**を柱として盛りだくさんの事業を実施しています。



福利厚生事業

- 文化教養・保健体育等事業

文化教養の習得や健康促進等の事業を行います。

- レクリエーション事業

日帰りバスツアーを実施します。



- あっせん補助事業

コンサート、観劇、入浴施設、レジャー施設、野球・サッカーチケット等の割引斡旋。市営プールの無料入場券配布、ジェフグルメカード・映画券の割引販売。

- 宿泊補助

休暇村、かんぽの宿等に宿泊された場合の補助。



- 健康管理補助

人間ドックの補助。(30歳以上対象)

※事業等のご案内は、毎月発行の会報誌でお知らせします。

共済給付事業

互助会では加入されたときから簡単な手続きで結婚・出産・入学などいろいろな給付が受けられる給付事業を行っています。



種類

- 就学祝金 ● 結婚祝金 ● 出産祝金
- 入学祝金 ● 成年祝金 ● 結婚記念祝金
- 永年勤続慰労金 ● 入院見舞金
- 死亡弔慰金 ● 退会餞別金



※事業主は就学祝金・永年勤続慰労金の給付はありません。

加入のお申込み・お問い合わせは

豊中市中小企業勤労者互助会 (事務局：豊中市市民協働部くらし支援課)

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 生活情報センターくらしかん内

TEL:06-6858-6863 FAX:06-6858-5095

ホームページ: www.toyo-chukingojo.com

